

原安防発 第 19号
2022年7月28日

原子力規制委員会
原子力規制庁
緊急事案対策室長 殿

関西電力株式会社
原子力事業本部
原子力安全・技術部門統括
佐藤 拓

美浜発電所原子力事業者防災業務計画の
特定重大事故等対処施設の運用開始に伴う施行について

美浜発電所原子力事業者防災業務計画（2022年6月24日届出）の第3節 附則
の1および2について、2022年7月28日より施行しますのでご連絡いたします。

以上

添付資料

1. 美浜発電所原子力事業者防災業務計画新旧比較表（抜粋）

美浜発電所原子力事業者防災業務計画新旧比較表

現 行	修 正 案	理 由
<p>美浜発電所 原子力事業者防災業務計画</p> <p><u>2021年8月</u> 関西電力株式会社</p>	<p>美浜発電所 原子力事業者防災業務計画</p> <p><u>2022年6月</u> 関西電力株式会社</p>	

美浜発電所原子力事業者防災業務計画新旧比較表

現 行	修 正 案	理 由
<p>第5章 その他</p> <p>第1節 福井県内の他原子力事業者への協力</p> <p>原子力防災管理者は、福井県内の他原子力事業所で原子力災害が発生した場合もしくはそのおそれがある場合、原子力事業本部原子力安全・技術部門統括(原子力安全・技術)からの要請に応じ、当該事業所が実施する事業所外での緊急事態応急対策等および原子力災害事後対策を支援するため、原子力事業本部原子力安全・技術部門統括(原子力安全・技術)の協力を得て、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 別表5-1-3-1に定める要員の派遣および資機材の貸与</p> <p>(2) 若狭地域原子力事業者支援連携本部からの要員の派遣および資機材の貸与の要請への協力</p> <p>(3) 上記(1)および(2)による協力を円滑に進めるための別図5-1-1-9に定める発電所支援会議の設置</p> <p>第2節 福井県外の原子力事業者等への協力</p> <p>原子力防災管理者は、福井県外の原子力事業所で原子力災害が発生した場合もしくはそのおそれがある場合、または他の原子力事業者が輸送の安全に責任を有する事業所外運搬において原子力災害が発生した場合もしくはそのおそれがある場合は、「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」等に基づき要請を受けた原子力事業本部の部門統括からの支援要請に応じ、当該事業所が実施する事業所外での緊急事態応急対策等および原子力災害事後対策を支援するため、原子力事業本部原子力安全・技術部門統括(原子力安全・技術)の協力を得て、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 別表5-2-3-2に定める要員の派遣および資機材の貸与</p>	<p>第5章 その他</p> <p>第1節 福井県内の他原子力事業者への協力</p> <p>原子力防災管理者は、福井県内の他原子力事業所で原子力災害が発生した場合もしくはそのおそれがある場合、原子力事業本部原子力安全・技術部門統括(原子力安全・技術)からの要請に応じ、当該事業所が実施する事業所外での緊急事態応急対策等および原子力災害事後対策を支援するため、原子力事業本部原子力安全・技術部門統括(原子力安全・技術)の協力を得て、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 別表5-1-3-1に定める要員の派遣および資機材の貸与</p> <p>(2) 若狭地域原子力事業者支援連携本部からの要員の派遣および資機材の貸与の要請への協力</p> <p>(3) 上記(1)および(2)による協力を円滑に進めるための別図5-1-1-9に定める発電所支援会議の設置</p> <p>第2節 福井県外の原子力事業者等への協力</p> <p>原子力防災管理者は、福井県外の原子力事業所で原子力災害が発生した場合もしくはそのおそれがある場合、または他の原子力事業者が輸送の安全に責任を有する事業所外運搬において原子力災害が発生した場合もしくはそのおそれがある場合は、「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」等に基づき要請を受けた原子力事業本部の部門統括からの支援要請に応じ、当該事業所が実施する事業所外での緊急事態応急対策等および原子力災害事後対策を支援するため、原子力事業本部原子力安全・技術部門統括(原子力安全・技術)の協力を得て、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 別表5-2-3-2に定める要員の派遣および資機材の貸与</p>	<p>附則の修正</p>
<p>第3節 附則</p> <p>1. 本計画のうち、美浜3号機の「特重フィルタイベント」に係る事項については、特重施設の工事の計画に係るすべての工事の完了した時の原子力貯蔵施設に係る使用前確認終了日から適用する。</p> <p>2. 本計画のうち、美浜3号機の蓄電池(3系統目)に係る事項については、蓄電池(3系統目)の工事の計画に係るすべての工事が完了した時の原子力貯蔵施設に係る使用前確認終了日から適用する。</p> <p>3. 本計画のうち、発電所原子力防災組織の職務に係る事項については、組織改正に係る保 <u>安規定施行日から適用することとし、それまでの間は以下のとおり読み替える。</u> <u>第2章第5節4. 気象観測設備、5. 安全パラメータ表示システムおよび6. 安全パラメータ伝送システムのうち、「電気保修課長」は、「計装保修課長」と読み替える。</u></p>	<p>第3節 附則</p> <p>1. 本計画のうち、美浜3号機の「特重フィルタイベント」および特重施設に係る事項については、特重施設の工事の計画に係るすべての工事が完了した時の原子力貯蔵施設に係る使用前確認終了日から適用する。</p> <p>2. 本計画のうち、美浜3号機の蓄電池(3系統目)に係る事項については、蓄電池(3系統目)の工事の計画に係るすべての工事が完了した時の原子力貯蔵施設に係る使用前確認終了日から適用する。</p> <p>3. 本計画のうち、発電所原子力防災組織の職務に係る事項については、組織改正に係る保 <u>安規定施行日から適用することとし、それまでの間は以下のとおり読み替える。</u> <u>第2章第5節4. 気象観測設備、5. 安全パラメータ表示システムおよび6. 安全パラメータ伝送システムのうち、「計装保修課長」は、「計装保修課長」と読み替える。</u></p>	<p>附則の修正</p>

美浜発電所原子力事業者防災業務計画新旧比較表

現 行		修 正 案		理 由
別表2-1-1 原子力防災要員の職務と配置				
職 務	配 置	要 員	要 員 数	
特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理ならびに内閣総理大臣および原子力規制委員会（事業所外運搬に係る特定事象の発生の場合にあつては、内閣総理大臣、原子力規制委員会および国土交通大臣）、関係地方公共団体の長その他の関係者との連絡調整	発電所内	本部附 情報班員	3名以上	
原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換ならびに緊急事態に急応対および原子力災害事後対策についての相互の協力	発電所内または原子力防災センター	副本部長 安全管理班員	4名以上	
特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報	発電所内または原子力防災センター	本部附 広報班員	3名以上	
原子力事業所内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握	発電所内または原子力防災センター	副本部長 本部附 放射線管理班員 発電班員	5名以上	
原子力災害の発生または拡大の防止のための措置の実施	発電所内	発電班員	37名*以上	
防災に関する施設または設備の整備および点検ならびに緊急の復旧	発電所内	保修班員	16名*以上	
放射性物質による汚染の除去	発電所内または原子力防災センター	放射線管理班員 保修班員	3名以上	
被災く者の救助その他の医療に関する措置の実施	発電所内	総務班員 保修班員	3名以上	
原子力災害の発生または拡大の防止のために必要な資機材の調達および輸送	発電所内	本部附 総務班員	3名以上	
原子力事業所内の整備および原子力事業所内における従業者等の避難誘導	発電所内	安全管理班員 保修班員	3名以上	
(注) ※：別途定めるところにより活動を行う緊急安全対策要員を含む				
別表2-1-1 原子力防災要員の職務と配置				
職 務	配 置	要 員	要 員 数	
特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理ならびに内閣総理大臣および原子力規制委員会（事業所外運搬に係る特定事象の発生の場合にあつては、内閣総理大臣、原子力規制委員会および国土交通大臣）、関係地方公共団体の長その他の関係者との連絡調整	発電所内	本部附 情報班員	3名以上	
原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換ならびに緊急事態に急応対および原子力災害事後対策についての相互の協力	発電所内または原子力防災センター	副本部長 安全管理班員	4名以上	
特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報	発電所内または原子力防災センター	本部附 広報班員	3名以上	
原子力事業所内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握	発電所内または原子力防災センター	副本部長 本部附 放射線管理班員 発電班員	5名以上	
原子力災害の発生または拡大の防止のための措置の実施	発電所内	発電班員	37名*以上	
防災に関する施設または設備の整備および点検ならびに緊急の復旧	発電所内	保修班員	16名*以上	
放射性物質による汚染の除去	発電所内または原子力防災センター	放射線管理班員 保修班員	3名以上	
被災く者の救助その他の医療に関する措置の実施	発電所内	総務班員 保修班員	3名以上	
原子力災害の発生または拡大の防止のために必要な資機材の調達および輸送	発電所内	本部附 総務班員	3名以上	
原子力事業所内の整備および原子力事業所内における従業者等の避難誘導	発電所内	安全管理班員 保修班員	3名以上	
(注) ※：別途定めるところにより活動を行う緊急安全対策要員を含む				
別表2-1-1 原子力防災要員の職務と配置				
職 務	配 置	要 員	要 員 数	
特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理ならびに内閣総理大臣および原子力規制委員会（事業所外運搬に係る特定事象の発生の場合にあつては、内閣総理大臣、原子力規制委員会および国土交通大臣）、関係地方公共団体の長その他の関係者との連絡調整	発電所内	本部附 情報班員	3名以上	
原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換ならびに緊急事態に急応対および原子力災害事後対策についての相互の協力	発電所内または原子力防災センター	副本部長 安全管理班員	4名以上	
特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報	発電所内または原子力防災センター	本部附 広報班員	3名以上	
原子力事業所内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握	発電所内または原子力防災センター	副本部長 本部附 放射線管理班員 発電班員	5名以上	
原子力災害の発生または拡大の防止のための措置の実施	発電所内	発電班員	37名*以上	
防災に関する施設または設備の整備および点検ならびに緊急の復旧	発電所内	保修班員	16名*以上	
放射性物質による汚染の除去	発電所内または原子力防災センター	放射線管理班員 保修班員	3名以上	
被災く者の救助その他の医療に関する措置の実施	発電所内	総務班員 保修班員	3名以上	
原子力災害の発生または拡大の防止のために必要な資機材の調達および輸送	発電所内	本部附 総務班員	3名以上	
原子力事業所内の整備および原子力事業所内における従業者等の避難誘導	発電所内	安全管理班員 保修班員	3名以上	
(注) ※：別途定めるところにより活動を行う緊急安全対策要員を含む				

理由

変更なし

美浜発電所原子力事業者防災業務計画新旧比較表

現 行	修 正 案	理 由																																												
<p style="text-align: center;">新規作成</p>	<p style="text-align: center;">別表2-1-1-1 原子力防災要員の職務と配置^{※1}</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">職 務</th> <th style="width: 20%;">配 置</th> <th style="width: 20%;">要 員</th> <th style="width: 30%;">要 員 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理ならびに内閣総理大臣および原子力規制委員会（事業所外避難に係る特定事象の発生の場合にあつては、内閣総理大臣、原子力規制委員および国土交通大臣）、関係地方公共団体の長その他の関係者との連絡調整</td> <td>発電所内</td> <td>本部門 情報班員</td> <td>3名以上</td> </tr> <tr> <td>原子力災害合同避難協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換ならびに緊急事態応対策および原子力災害事後対策についての相互の協力</td> <td>発電所内または 原子力防災センター</td> <td>本部門 安全管理班員</td> <td>4名以上</td> </tr> <tr> <td>特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報</td> <td>発電所内または原子力 防災センター</td> <td>本部門 広報班員</td> <td>3名以上</td> </tr> <tr> <td>原子力事業所内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握</td> <td>発電所内または 原子力防災センター</td> <td>本部門長 本部門 放射線管理班員</td> <td>5名以上</td> </tr> <tr> <td>原子力災害の発生または拡大の防止のための措置の実施</td> <td>発電所内</td> <td>発電班員</td> <td>3.9名^{※2}以上</td> </tr> <tr> <td>防災に関する施設または設備の整備および点検ならびに応急の復旧</td> <td>発電所内</td> <td>保修班員</td> <td>1.6名^{※2}以上</td> </tr> <tr> <td>放射性物質による汚染の除去</td> <td>発電所内または 原子力防災センター</td> <td>放射線管理班員 保修班員</td> <td>3名以上</td> </tr> <tr> <td>被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施</td> <td>発電所内</td> <td>総務班員 保修班員</td> <td>3名以上</td> </tr> <tr> <td>原子力災害の発生または拡大の防止のために必要な資機材の調達および輸送</td> <td>発電所内</td> <td>本部門 総務班員</td> <td>3名以上</td> </tr> <tr> <td>原子力事業所内の警備および原子力事業所内における従業者等の避難誘導</td> <td>発電所内</td> <td>安全管理班員 保修班員</td> <td>3名以上</td> </tr> </tbody> </table>	職 務	配 置	要 員	要 員 数	特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理ならびに内閣総理大臣および原子力規制委員会（事業所外避難に係る特定事象の発生の場合にあつては、内閣総理大臣、原子力規制委員および国土交通大臣）、関係地方公共団体の長その他の関係者との連絡調整	発電所内	本部門 情報班員	3名以上	原子力災害合同避難協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換ならびに緊急事態応対策および原子力災害事後対策についての相互の協力	発電所内または 原子力防災センター	本部門 安全管理班員	4名以上	特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報	発電所内または原子力 防災センター	本部門 広報班員	3名以上	原子力事業所内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握	発電所内または 原子力防災センター	本部門長 本部門 放射線管理班員	5名以上	原子力災害の発生または拡大の防止のための措置の実施	発電所内	発電班員	3.9名 ^{※2} 以上	防災に関する施設または設備の整備および点検ならびに応急の復旧	発電所内	保修班員	1.6名 ^{※2} 以上	放射性物質による汚染の除去	発電所内または 原子力防災センター	放射線管理班員 保修班員	3名以上	被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施	発電所内	総務班員 保修班員	3名以上	原子力災害の発生または拡大の防止のために必要な資機材の調達および輸送	発電所内	本部門 総務班員	3名以上	原子力事業所内の警備および原子力事業所内における従業者等の避難誘導	発電所内	安全管理班員 保修班員	3名以上	<p style="text-align: center;">要員追加による原子 力防災体制の充実</p> <p style="text-align: center;">適用時期の明確化</p>
職 務	配 置	要 員	要 員 数																																											
特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理ならびに内閣総理大臣および原子力規制委員会（事業所外避難に係る特定事象の発生の場合にあつては、内閣総理大臣、原子力規制委員および国土交通大臣）、関係地方公共団体の長その他の関係者との連絡調整	発電所内	本部門 情報班員	3名以上																																											
原子力災害合同避難協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換ならびに緊急事態応対策および原子力災害事後対策についての相互の協力	発電所内または 原子力防災センター	本部門 安全管理班員	4名以上																																											
特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報	発電所内または原子力 防災センター	本部門 広報班員	3名以上																																											
原子力事業所内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握	発電所内または 原子力防災センター	本部門長 本部門 放射線管理班員	5名以上																																											
原子力災害の発生または拡大の防止のための措置の実施	発電所内	発電班員	3.9名 ^{※2} 以上																																											
防災に関する施設または設備の整備および点検ならびに応急の復旧	発電所内	保修班員	1.6名 ^{※2} 以上																																											
放射性物質による汚染の除去	発電所内または 原子力防災センター	放射線管理班員 保修班員	3名以上																																											
被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施	発電所内	総務班員 保修班員	3名以上																																											
原子力災害の発生または拡大の防止のために必要な資機材の調達および輸送	発電所内	本部門 総務班員	3名以上																																											
原子力事業所内の警備および原子力事業所内における従業者等の避難誘導	発電所内	安全管理班員 保修班員	3名以上																																											

※1：本表は特定重大事故等対応設備における工事の計画に係るすべての工事が完了した時の原子力
施設に係る使用計画認定日から適用する。

※2：別途定めるところにより活動を行う緊急安全対策要員等を含む

美浜発電所原子力事業者防災業務計画新旧比較表

現 行

別表2-3-4 原子力防災資機材

Table with columns: 分類 (Classification), 品名 (Item Name), 数量 (Quantity), 点検内容 (Inspection Content), 点検頻度 (Inspection Frequency), 保管場所 (Storage Location). Rows include items like 汚染防護服 (Contamination Protection Suit), 呼吸器 (Respirator), 非常用通信機 (Emergency Communication Device), etc.

※1：機能確認には外観点検、数量確認を含む。外観点検には数量確認を含む。
※2：使用済燃料ピット区域エリアモニタのうち可搬式については1回/年

修 正 案

別表2-3-4 原子力防災資機材

Table with columns: 分類 (Classification), 品名 (Item Name), 数量 (Quantity), 点検内容 (Inspection Content), 点検頻度 (Inspection Frequency), 保管場所 (Storage Location). Rows include items like 汚染防護服 (Contamination Protection Suit), 呼吸器 (Respirator), 非常用通信機 (Emergency Communication Device), etc.

※1：機能確認には外観点検、数量確認を含む。外観点検には数量確認を含む。
※2：使用済燃料ピット区域エリアモニタのうち可搬式については1回/年

理 由

変更なし

美浜発電所原子力事業者防災業務計画新旧比較表

現 行

修 正 案

理 由

別表2-3-4 原子力防災資機材^{※1}

分 類	原子力防災資機材現況品出庫の名称	名称	数	点検内容 ^{※2}	点検年度	保管場所	
放射線障害 防護用器具	汚染防護服	汚染防護服	1.4.5着	外観点検	1回/年	緊急時対応所 A中央制御室 B中央制御室 モニタリングカー その他緊急時対応所内	
	呼吸用ポンベ付一体型防護マスク	自動式呼吸器	3.9個	機能確認	1回/年	A中央制御室 B中央制御室 出入管理室 モニタリングカー その他緊急時対応所内	
非常用 通信機器	フィルター付防護マスク	ガス・ダスト用防護マスク	1.4.5個	機能確認	1回/年	A中央制御室 B中央制御室 モニタリングカー	
	緊急時電話回線	NTT電話回線	1回線	機能確認	1回/年	緊急時対応所	
	非常用無線	非常用無線	7台	—	—	緊急時対応所	
	計測器等	放射線モニタリング設備 ^{※3} の他の 検出器 ・検出器用電源装置 ・検出器用電源装置	検出器 1台/ユニット 1台/ユニット	—	機能確認	定期検査 検査毎	1. 2号機補助建屋 3号機補助建屋
		ガンマ線測定用サーベイメータ	放射線計測器 放射線計測器	2台/3ユニット	機能確認	定期検査 検査毎	1. 2号機取水口 検査毎 3号機取水口 A中央制御室 B中央制御室
		中性子線測定用サーベイメータ	中性子線サーベイメータ	2台	機能確認	1回/年	モニタリングカー
		空間放射線線量率計	空間放射線線量率計 (RPD) または 電子線線量率計	4個	機能確認	1回/年	A中央制御室 モニタリングカー
	その他	表面汚染線量測定用サーベイメータ	表面汚染線量測定用サーベイメータ	1台	機能確認	1回/年	モニタリングカー
		可搬式放射線測定器	可搬式放射線測定器	4台	機能確認	1回/年	モニタリングカー モニタリングカー モニタリングカー モニタリングカー モニタリングカー モニタリングカー モニタリングカー モニタリングカー モニタリングカー モニタリングカー
		測定器	測定器	1台	機能確認	1回/年	モニタリングカー
可搬式放射線測定器		可搬式放射線測定器	1台	機能確認	1回/年	モニタリングカー	
測定器		測定器	1台	機能確認	1回/年	モニタリングカー	
測定器		測定器	1台	機能確認	1回/年	モニタリングカー	
測定器		測定器	1台	機能確認	1回/年	モニタリングカー	
測定器		測定器	1台	機能確認	1回/年	モニタリングカー	
測定器		測定器	1台	機能確認	1回/年	モニタリングカー	
測定器		測定器	1台	機能確認	1回/年	モニタリングカー	
測定器	測定器	1台	機能確認	1回/年	モニタリングカー		
その他 資機材	ヨウ素剤	ヨウ素剤	1,000錠	外観点検	1回/年	緊急時対応所 その他緊急時対応所内	
	担架	担架	1台	外観点検	1回/年	緊急時対応所	
	除染用具	除染用具	1式	外観点検	1回/年	緊急時対応所	
	仮らく者の輸送のために使用可能な車両	緊急事態輸送車	1台	機能確認 両法による	定期検査 検査毎	緊急時対応所 その他緊急時対応所内	
その他	意外発生時対応用資機材	意外発生時対応用資機材	1式	機能確認	消防法 による	意外	
	動力源用ポンプ設備	動力源用ポンプ設備	1台	機能確認	1回/年	原水ポンプ室	

※1. 本表は特定重大事故対策委員会報告書に基づき、主要の品目について、現行の品目と修正案の品目を比較し、修正案の品目を追加した品目から構成される。

※2. 機能確認には外観点検、動作確認を含む。外観点検には状態確認を含む。

※3. 使用済燃料ピット区域エリアモニタのうち可搬式については1回/年

適用時期の明確化

要員追加による原子
力防災体制の充実
(以下、同じ。)

新規作成

美浜発電所原子力事業者防災業務計画新旧比較表

現 行		修 正 案		理 由		
別表2-3-5 原子力防災関連資機材						
分 類	名 称	数 量	点 検 内 容 ^{※1}	点 検 頻 度	保管場所	
放射線障害等 防護用器具	ダストマスク	31個	機能確認	1回/年	緊急時対策所 A中央制御室 B中央制御室 モニタリングカー	
	自給式呼吸器	5個	機能確認	1回/年	A中央制御室	
非常用通信 機器	高線量対応防護服	10着	外観点検	1回/年	緊急時対策所	
	社内ホットライン	1回線	機能確認	1回/年	緊急時対策所	
	NTT電話回線	17回線	機能確認	1回/年	緊急時対策所	
	社内電話（原子力事業本部間/各発電所間）	14/8回線	機能確認	1回/年	発電所敷地内	
	衛星回線社内電話	1回線	機能確認	1回/年	発電所敷地内	
	無線装置	4台	機能確認	2回/年	緊急時対策所	
	衛星携帯電話	10台	機能確認	1回/年	緊急時対策所 モニタリングカー	
	緊急時衛星通報システム（フレクシミリ）	10台	機能確認	1回/年	緊急時対策所 事務所	
	テレビ会議システム	1台	機能確認	2回/年	緊急時対策所	
	フレクシミリ	2台	機能確認	1回/年	緊急時対策所 免震事務棟	
統合原子力 防災ネット ワークに接 続する通信 機器（衛星系 /地上系）	電話	9台	機能確認	1回/年	緊急時対策所 免震事務棟	
	安全パルスマータ伝送システム ^{※2}	1式	機能確認	1回/年	緊急時対策所 免震事務棟	
	可搬型モニタリングポスト	1台	機能確認	1回/年	3号機メタクラ室	
	ホールボブダイカウスタ	1台	機能確認	1回/年	事務所別館	
その他資機 材	緊急時車両（ライトバン）	1台	機能確認	1回/年	ホールボブダイカウスタ	
	非常用食糧	3,360食	数量確認	道路運送車両法による	発電所敷地内駐車場	
	サーマルカメラ	1台	機能確認	1回/年	発電所敷地内	
計測器等	可搬型モニタリングポスト	1台	機能確認	1回/年	緊急時対策所	
統合原子力 防災ネット ワークに接 続する通信 機器（衛星系 /地上系）	フレクシミリ	5台	機能確認	1回/年	緊急時対策所 免震事務棟	
	電話	9台	機能確認	1回/年	緊急時対策所 免震事務棟	
	安全パルスマータ伝送システム ^{※2}	1式	機能確認	1回/年	3号機メタクラ室	
	可搬型モニタリングポスト	1台	機能確認	1回/年	事務所別館	
	ホールボブダイカウスタ	1台	機能確認	1回/年	ホールボブダイカウスタ	
	緊急時車両（ライトバン）	1台	機能確認	道路運送車両法による	発電所敷地内駐車場	
	非常用食糧	3,360食	数量確認	1回/年	発電所敷地内	
	サーマルカメラ	1台	機能確認	1回/年	発電所敷地内	
	計測器等	可搬型モニタリングポスト	1台	機能確認	1回/年	緊急時対策所
	その他資機材	緊急時車両（ライトバン）	1台	機能確認	道路運送車両法による	発電所敷地内駐車場
非常用食糧	3,360食	数量確認	1回/年	発電所敷地内		
サーマルカメラ	1台	機能確認	1回/年	緊急時対策所		

※1：機能確認には外観点検、数量確認を含む。外観点検には数量確認を含む。
 ※2：ERSSへの伝送項目は、別表2-3-16のとおり。

記載の適正化（保管場所の適正化）

美浜発電所原子力事業者防災業務計画新旧比較表

現 行

修 正 案

理 由

新規作成

別表2-3-5 原子力防災関連投資機材^{※1}

分 類	名 称	数	点 検 内 容 ^{※2}	点 検 頻 度	保管場所
放射線検出 防護器具	ダストマスク	31個	機能確認	1回/年	緊急時対策所 A中央制御室 B中央制御室 モニタリングカー
	自給式呼吸器	5個	機能確認	1回/年	A中央制御室
	高線量対応防護服	10着	外観点検	1回/年	緊急時対策所
	社内ボットライン	1回線	機能確認	1回/年	緊急時対策所
	NTT電話回線	17回線	機能確認	1回/年	発電所敷地内
	社内電話（原子力事業本部用/各発電所間）	14/8回線	機能確認	1回/年	発電所敷地内
	衛星回線社内電話	1回線	機能確認	1回/年	緊急時対策所
	無線装置	4台	機能確認	2回/年	緊急時対策所 事務所 モニタリングカー
	衛星電話	1.2台	機能確認	1回/年	緊急時対策所 B中央制御室 その他送電所敷地内
	衛星携帯電話	10台	機能確認	1回/年	緊急時対策所 事務所
統合原子力 防災システム プレーンに接 統する通信 機器（衛星 系/地上 系）	緊急時衛星通報システム （ファクシミリ）	1台	機能確認	2回/年	緊急時対策所
	テレビ会議システム	2台	機能確認	1回/年	緊急時対策所 免震事務棟
	ファクシミリ	5台	機能確認	1回/年	緊急時対策所 免震事務棟
	電話	9台	機能確認	1回/年	緊急時対策所 免震事務棟
	安全パラメータ伝送 システム ^{※3}	1式	機能確認	1回/年	3号機メタラ室
	可搬型モニタリングポスト	1台	機能確認	1回/年	事務所別館
	ホールボブディカウンタ	1台	機能確認	1回/年	ホールボブディカウン タ室
	緊急時車両（ライトバン）	1台	機能確認	遊覧運送車両 法による	発電所敷地内駐車場
	非常用食糧	3,465食	数量確認	1回/年	発電所敷地内
	サーマルカメラ	1台	機能確認	1回/年	緊急時対策所

※1：本表は特定重大事故等対処計画における工事の計画に係るすべての工事が完了した時の原子力施設に係る使用品目を確認した日付から適用する。

※2：機能確認には外観点検、数量確認を含む。外観点検には数量確認を含む。

※3：E R S Sへの伝送項目は、別表2-5-16のとおり。

適用時期の明確化

要員追加による原子
力防災体制の充実
（以下、同じ。）

美浜発電所原子力事業者防災業務計画新旧比較表

現 行		修 正 案		理 由
区分	AL 25	区分	AL 25	
事象番号		事象番号		
原状および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原状および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原状および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原状および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	
<p>原状および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象</p> <p><非常用交流高圧母線喪失または喪失のおそれ></p> <p>非常用交流母線が1となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p> <p>【解説】</p> <p>原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準</p> <p>非常用交流母線からの電気の供給が停止するという深刻な状態又はそのおそれがある状態であることから、警戒事態の判断基準とする。</p> <p>また、外部電源が喪失している状況が継続する場合においても、交流電線の喪失に至る可能性があることから、警戒事態の判断基準とする。</p> <p>「非常用交流母線」とは、重大事故等の防止に必要な電気を供給する交流母線のことをい。</p> <p>「全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止」とは、全ての非常用交流母線が外部電源、非常用タービン発電機及び重大事故等の防止に必要な電力の供給を行うための常設待機電源設備(特定重大事故等対応施設に属するものを含む)のいずれの電源からも受電できていないことをい、常用交流母線からのみ電気が供給される場合も本事象に該当する。</p> <p>【注】</p> <p>すべての運転モード外において、交流動力源が以下いずれかとなったとき、</p> <p>① 使用可能な所有非常用高圧母線が1系統となった場合に、可変圧器、起動変圧器、予備変圧器または空冷式非常用発電機(注)のどれか1つになり、その状態が15分間以上継続したとき、</p> <p>② すべての所有非常用高圧母線が外部電源および非常用タービン発電機からの受電に失敗したとき、</p> <p>③ 外部電源からの供給が喪失した状態が3時間以上継続したとき。</p>	<p>原状および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象</p> <p><非常用交流高圧母線喪失または喪失のおそれ></p> <p>非常用交流母線が1となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p> <p>【解説】</p> <p>原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準</p> <p>非常用交流母線からの電気の供給が停止するという深刻な状態又はそのおそれがある状態であることから、警戒事態の判断基準とする。</p> <p>また、外部電源が喪失している状況が継続する場合においても、交流電線の喪失に至る可能性があることから、警戒事態の判断基準とする。</p> <p>「非常用交流母線」とは、重大事故等の防止に必要な電気を供給する交流母線のことをい。</p> <p>「全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止」とは、全ての非常用交流母線が外部電源、非常用タービン発電機及び重大事故等の防止に必要な電力の供給を行うための常設待機電源設備(特定重大事故等対応施設に属するものを含む)のいずれの電源からも受電できていないことをい、常用交流母線からのみ電気が供給される場合も本事象に該当する。</p> <p>【注】</p> <p>すべての運転モード外において、交流動力源が以下いずれかとなったとき、</p> <p>① 使用可能な所有非常用高圧母線が1系統となった場合に、可変圧器、起動変圧器、予備変圧器、空冷式非常用発電機、可変圧器、起動変圧器、予備変圧器、空冷式非常用発電機、可変圧器、起動変圧器(注)のどれか1つになり、その状態が15分間以上継続したとき、</p> <p>② すべての所有非常用高圧母線が外部電源および非常用タービン発電機からの受電に失敗したとき、</p> <p>③ 外部電源からの供給が喪失した状態が3時間以上継続したとき。</p> <p>【特種電線】については、運転モード外の常設待機電線とみなす。</p> <p><補足></p> <p>非常用高圧母線について、特定重大事故等対応施設に係る措置を要する。</p> <p>用前認定日から遡する。</p>	<p>原状および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象</p> <p><非常用交流高圧母線喪失または喪失のおそれ></p> <p>非常用交流母線が1となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p> <p>【注】</p> <p>すべての運転モード外において、交流動力源が以下いずれかとなったとき、</p> <p>① 使用可能な所有非常用高圧母線が1系統となった場合に、可変圧器、起動変圧器、予備変圧器、空冷式非常用発電機、可変圧器、起動変圧器(注)のどれか1つになり、その状態が15分間以上継続したとき、</p> <p>② すべての所有非常用高圧母線が外部電源および非常用タービン発電機からの受電に失敗したとき、</p> <p>③ 外部電源からの供給が喪失した状態が3時間以上継続したとき。</p> <p>【特種電線】については、運転モード外の常設待機電線とみなす。</p> <p><補足></p> <p>非常用高圧母線について、特定重大事故等対応施設に係る措置を要する。</p> <p>用前認定日から遡する。</p>	<p>記載の適正化 (G.E. 25の頁移動に伴う頁番号の変更) (以下、同じ。)</p> <p>既存の重大事故等対応設備を用いた判断基準の明確化</p> <p>適用時期の明確化</p>	
1.2号機	3号機	1.2号機	3号機	

別表3-1-1-2 原状に基づき通報(報告)すべき事象の解釈 (15/37)

別表3-1-1-2 原状に基づき通報(報告)すべき事象の解釈 (15/38)

美浜発電所原子力事業者防災業務計画新旧比較表

現 行		修 正 案		理 由
区分	SE 2.5	SE 2.5	SE 2.5	
車番号	3号機	3号機	3号機	
1.2号機	1.2号機	1.2号機	1.2号機	
原注および原注対策措置に基づき通報(報告)すべき事象	原注および原注対策措置に基づき通報(報告)すべき事象	原注および原注対策措置に基づき通報(報告)すべき事象	原注および原注対策措置に基づき通報(報告)すべき事象	
<p>別表3-1-2 原注に基づき通報基準およびEALを判断する基準の解釈 (16/37)</p> <p><非常用交流高圧母線の30分間以上喪失> 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続すること。</p>	<p>別表3-1-2 原注に基づき通報基準およびEALを判断する基準の解釈 (16/38)</p> <p><非常用交流高圧母線の30分間以上喪失> 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続すること。</p>	<p>別表3-1-2 原注に基づき通報基準およびEALを判断する基準の解釈 (16/38)</p> <p><非常用交流高圧母線の30分間以上喪失> 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続すること。</p>	<p>別表3-1-2 原注に基づき通報基準およびEALを判断する基準の解釈 (16/38)</p> <p><非常用交流高圧母線の30分間以上喪失> 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続すること。</p>	<p>記載の適正化 (GE 2.5の頁移動に伴う頁番号の変更) (以下、同じ。)</p> <p>既存の重大事故等対処設備を用いた判断基準の明確化</p> <p>適用時期の明確化</p> <p>GE 2.5は次頁に移動</p>

美浜発電所原子力事業者防災業務計画新旧比較表

現 行	修 正 案	理 由						
<p>—</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">1.2号機</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 80%;"> <p>別表3-1-2 原災法に基づき通報基準およびEALを判断する基準の解説 (17/38)</p> <p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 左記の場合、電源供給機能の回復に時間を要している状態であり、この状態が継続すれば炉心の損傷に至る可能性が高いことから、全緊急事態の判断基準とする。 なお、重大事故等の防止に必要な電力の供給を行うための非常用の電機（原子力事業所の全ての代替電源設備を含む。）が1時間以上に接続され、非常用交流母線からの電気の供給が行われるのであれば、全緊急事態の判断基準とはならない。</p> <p>【解説】 すべての運転モードにおいて、交流動力源が以下の状態になったとき、 なお、空冷式非常用発電装置については、すべての運転モードにおいて、1基で1つの常設代替電源とみなし、運転モード外において、すべての非常用電源とみなす。 (1) すべての非常用電源が非常用ディーゼル発電機、可変圧器、起動変圧器、空冷式非常用発電装置、または特重発電機（注）のいずれの電源からも発電できていない状態が1時間以上継続したとき。 (注) 特重発電機については、運転モード外のみの常設代替電源とみなす。 <補足> 【特重発電機】については、特定重大事故等対処施設に係る使用開始完了日から適用する。</p> </td> </tr> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">3号機</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">○</td> <td style="width: 80%;"> <p>記載の適正化（GE 25の頁移動に伴う頁番号の変更）（以下、同じ。） 既存の重大事故等対処設備を用いた判断基準の明確化 適用時期の明確化 GE 25は前頁より移動</p> </td> </tr> </table>	1.2号機		<p>別表3-1-2 原災法に基づき通報基準およびEALを判断する基準の解説 (17/38)</p> <p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 左記の場合、電源供給機能の回復に時間を要している状態であり、この状態が継続すれば炉心の損傷に至る可能性が高いことから、全緊急事態の判断基準とする。 なお、重大事故等の防止に必要な電力の供給を行うための非常用の電機（原子力事業所の全ての代替電源設備を含む。）が1時間以上に接続され、非常用交流母線からの電気の供給が行われるのであれば、全緊急事態の判断基準とはならない。</p> <p>【解説】 すべての運転モードにおいて、交流動力源が以下の状態になったとき、 なお、空冷式非常用発電装置については、すべての運転モードにおいて、1基で1つの常設代替電源とみなし、運転モード外において、すべての非常用電源とみなす。 (1) すべての非常用電源が非常用ディーゼル発電機、可変圧器、起動変圧器、空冷式非常用発電装置、または特重発電機（注）のいずれの電源からも発電できていない状態が1時間以上継続したとき。 (注) 特重発電機については、運転モード外のみの常設代替電源とみなす。 <補足> 【特重発電機】については、特定重大事故等対処施設に係る使用開始完了日から適用する。</p>	3号機	○	<p>記載の適正化（GE 25の頁移動に伴う頁番号の変更）（以下、同じ。） 既存の重大事故等対処設備を用いた判断基準の明確化 適用時期の明確化 GE 25は前頁より移動</p>	<p>区分</p> <p>事象番号</p> <p>GF 25</p> <p>原子力</p>
1.2号機		<p>別表3-1-2 原災法に基づき通報基準およびEALを判断する基準の解説 (17/38)</p> <p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 左記の場合、電源供給機能の回復に時間を要している状態であり、この状態が継続すれば炉心の損傷に至る可能性が高いことから、全緊急事態の判断基準とする。 なお、重大事故等の防止に必要な電力の供給を行うための非常用の電機（原子力事業所の全ての代替電源設備を含む。）が1時間以上に接続され、非常用交流母線からの電気の供給が行われるのであれば、全緊急事態の判断基準とはならない。</p> <p>【解説】 すべての運転モードにおいて、交流動力源が以下の状態になったとき、 なお、空冷式非常用発電装置については、すべての運転モードにおいて、1基で1つの常設代替電源とみなし、運転モード外において、すべての非常用電源とみなす。 (1) すべての非常用電源が非常用ディーゼル発電機、可変圧器、起動変圧器、空冷式非常用発電装置、または特重発電機（注）のいずれの電源からも発電できていない状態が1時間以上継続したとき。 (注) 特重発電機については、運転モード外のみの常設代替電源とみなす。 <補足> 【特重発電機】については、特定重大事故等対処施設に係る使用開始完了日から適用する。</p>						
3号機	○	<p>記載の適正化（GE 25の頁移動に伴う頁番号の変更）（以下、同じ。） 既存の重大事故等対処設備を用いた判断基準の明確化 適用時期の明確化 GE 25は前頁より移動</p>						

美浜発電所原子力事業者防災業務計画新旧比較表

現 行		修 正 案		理 由
別表3-1-1-2 原注法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈 (27/37)				
区分	AL	SE	GE	
事象番号	-	43	-	
原注および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	<原子力格納容器圧力逃がし装置の使用> 原子力格納容器圧力逃がし装置が破損している場合において、原子力格納容器圧力逃がし装置を使用すること。			
原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準	【解説】 (1) 運転モード1、2、3および4において適用する。 (2) 「炉心の損傷が発生していない場合」とは、格納容器内の格納容器内高レベルシエリフモニタで $1 \times 10^5 \text{ m}^3 \text{ v/h}$ 未満である場合をいう。 (3) 「原子力格納容器圧力逃がし装置を使用」とは、「特重アラーム」の発働をいう。 <補足> 【特重アラーム】については、特重施設工事の計画に係るすべての工事が完了した時の原子力施設に係る使用前確認窓口から適用する。			
1.2号機	3号機	3号機	1.2号機	
別表3-1-1-2 原注法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈 (28/38)				
区分	AL	SE	GE	
事象番号	-	43	-	
原注および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	<原子力格納容器圧力逃がし装置の使用> 原子力格納容器圧力逃がし装置が破損している場合において、原子力格納容器圧力逃がし装置を使用すること。			
原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準	【解説】 (1) 運転モード1、2、3および4において適用する。 (2) 「炉心の損傷が発生していない場合」とは、格納容器内の格納容器内高レベルシエリフモニタで $1 \times 10^5 \text{ m}^3 \text{ v/h}$ 未満である場合をいう。 (3) 「原子力格納容器圧力逃がし装置を使用」とは、「特重アラーム」の発働をいう。 <補足> 【特重アラーム】については、特重施設工事の計画に係るすべての工事が完了した時の原子力施設に係る使用前確認窓口から適用する。			
1.2号機	3号機	3号機	1.2号機	
別表3-1-1-2 原注法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈 (28/38)				
記載の適正化 (GE 25の頁移動に伴う頁番号の変更) (以下、同じ。)				
記載の適正化				

美浜発電所原子力事業者防災業務計画新旧比較表

修正案

現行

理由

別図2-1-1 発電所原子力防災組織 (発電所構成本部および発電所原子力緊急時対策本部の組織)

※1: 原子力防災組織は、事故発生時に発生が危しき場合に発生し、以下の対応を行う。
 ※2: 原子力防災組織は、事故発生時に発生が危しき場合に発生し、以下の対応を行う。
 ※3: 美浜発電所本部は、事故発生時に発生が危しき場合に発生し、以下の対応を行う。

階級	職名	主な職務
総務課	美浜本部の防災、運営、指令の伝達	1. 美浜本部の防災、運営、指令の伝達 2. 連絡・通信手段の確保 3. 要員の員、輸送手段の確保 4. 原子力災害発生時の確保 5. 事故発生時の確保、避難計画 6. 災害発生時の確保、避難計画 7. 防災活動 8. 特別に属さない事務事項
品質課	品質の維持確保	1. 品質の維持確保 2. 品質の維持確保 3. 品質の維持確保 4. 品質の維持確保 5. 品質の維持確保
経理課	経理業務	1. 経理業務 2. 経理業務 3. 経理業務 4. 経理業務 5. 経理業務
安全管理課	安全確保の計画、評価	1. 安全確保の計画、評価 2. 安全確保の計画、評価 3. 安全確保の計画、評価 4. 安全確保の計画、評価 5. 安全確保の計画、評価
放射線管理課	放射線管理の計画、実施、評価	1. 放射線管理の計画、実施、評価 2. 放射線管理の計画、実施、評価 3. 放射線管理の計画、実施、評価 4. 放射線管理の計画、実施、評価 5. 放射線管理の計画、実施、評価
危機管理課	危機管理の計画、実施、評価	1. 危機管理の計画、実施、評価 2. 危機管理の計画、実施、評価 3. 危機管理の計画、実施、評価 4. 危機管理の計画、実施、評価 5. 危機管理の計画、実施、評価
環境課	環境管理の計画、実施、評価	1. 環境管理の計画、実施、評価 2. 環境管理の計画、実施、評価 3. 環境管理の計画、実施、評価 4. 環境管理の計画、実施、評価 5. 環境管理の計画、実施、評価
設備課	設備管理の計画、実施、評価	1. 設備管理の計画、実施、評価 2. 設備管理の計画、実施、評価 3. 設備管理の計画、実施、評価 4. 設備管理の計画、実施、評価 5. 設備管理の計画、実施、評価
検査課	検査業務	1. 検査業務 2. 検査業務 3. 検査業務 4. 検査業務 5. 検査業務
品質課	品質管理の計画、実施、評価	1. 品質管理の計画、実施、評価 2. 品質管理の計画、実施、評価 3. 品質管理の計画、実施、評価 4. 品質管理の計画、実施、評価 5. 品質管理の計画、実施、評価
総務課	総務業務	1. 総務業務 2. 総務業務 3. 総務業務 4. 総務業務 5. 総務業務

別図2-1-1 発電所原子力防災組織 (発電所構成本部および発電所原子力緊急時対策本部の組織)

※1: 原子力防災組織は、事故発生時に発生が危しき場合に発生し、以下の対応を行う。
 ※2: 原子力防災組織は、事故発生時に発生が危しき場合に発生し、以下の対応を行う。
 ※3: 美浜発電所本部は、事故発生時に発生が危しき場合に発生し、以下の対応を行う。

階級	職名	主な職務
総務課	美浜本部の防災、運営、指令の伝達	1. 美浜本部の防災、運営、指令の伝達 2. 連絡・通信手段の確保 3. 要員の員、輸送手段の確保 4. 原子力災害発生時の確保 5. 事故発生時の確保、避難計画 6. 災害発生時の確保、避難計画 7. 防災活動 8. 特別に属さない事務事項
品質課	品質の維持確保	1. 品質の維持確保 2. 品質の維持確保 3. 品質の維持確保 4. 品質の維持確保 5. 品質の維持確保
経理課	経理業務	1. 経理業務 2. 経理業務 3. 経理業務 4. 経理業務 5. 経理業務
安全管理課	安全確保の計画、評価	1. 安全確保の計画、評価 2. 安全確保の計画、評価 3. 安全確保の計画、評価 4. 安全確保の計画、評価 5. 安全確保の計画、評価
放射線管理課	放射線管理の計画、実施、評価	1. 放射線管理の計画、実施、評価 2. 放射線管理の計画、実施、評価 3. 放射線管理の計画、実施、評価 4. 放射線管理の計画、実施、評価 5. 放射線管理の計画、実施、評価
危機管理課	危機管理の計画、実施、評価	1. 危機管理の計画、実施、評価 2. 危機管理の計画、実施、評価 3. 危機管理の計画、実施、評価 4. 危機管理の計画、実施、評価 5. 危機管理の計画、実施、評価
環境課	環境管理の計画、実施、評価	1. 環境管理の計画、実施、評価 2. 環境管理の計画、実施、評価 3. 環境管理の計画、実施、評価 4. 環境管理の計画、実施、評価 5. 環境管理の計画、実施、評価
設備課	設備管理の計画、実施、評価	1. 設備管理の計画、実施、評価 2. 設備管理の計画、実施、評価 3. 設備管理の計画、実施、評価 4. 設備管理の計画、実施、評価 5. 設備管理の計画、実施、評価
検査課	検査業務	1. 検査業務 2. 検査業務 3. 検査業務 4. 検査業務 5. 検査業務
品質課	品質管理の計画、実施、評価	1. 品質管理の計画、実施、評価 2. 品質管理の計画、実施、評価 3. 品質管理の計画、実施、評価 4. 品質管理の計画、実施、評価 5. 品質管理の計画、実施、評価
総務課	総務業務	1. 総務業務 2. 総務業務 3. 総務業務 4. 総務業務 5. 総務業務

記載の適正化(原子力災害対策指針との整合)(以下、同じ。)



